

# 第6章

## ともに支え温かにふれあえる 交流と連携のまちづくり



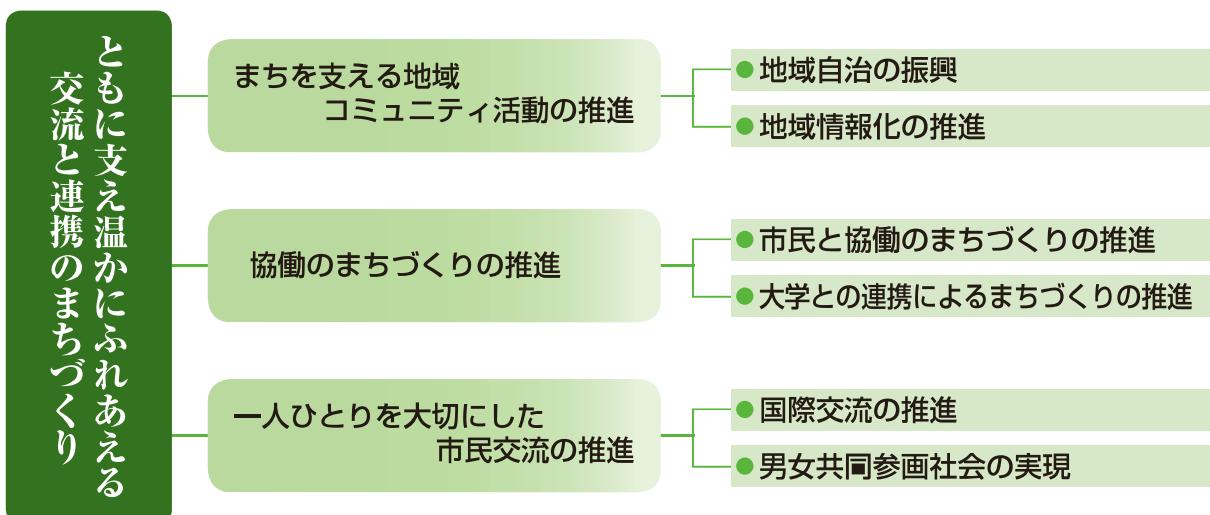
市民の融和を図り、潟上市の一体感を醸成するため、各地域のコミュニティ活動を活発化させるとともに、自主的な地域づくり活動や地域間交流を促進します。

また、市民一人ひとりがお互いを支えあいながら、大切なパートナーとしてそれぞれを尊重し、さまざまな交流を深めることのできる「ともに支え温かにふれあえる交流と連携のまちづくり」を推進します。

### 基本目標

### 政 策

### 施 策





## 第1節 まちを支える地域コミュニティ活動の推進

施策区分

### 1 地域自治の振興

#### 現状と課題

地域自治の基礎となるのは「自治会（町内会）」です。同じ土地に住む人々が地域の中で解決しなければならない問題・課題について自分達の手で解決することができるが「自治会」です。自治会が行なうことは地域によってさまざまですが、行政が職員数の削減等の人的な面や財政的な面からも、これまでのように細かな地域課題の解決に手が行き届かなくなりつつある中で、地域の子どもや一人暮らし高齢者の安全・安心の確保など、これまで以上に自治会がもつ役割が重要になっています。

また、急速な高齢化により集落のコミュニティ機能の低下や農地の荒廃、伝統行事の継承等、集落の維持存続が危ぶまれる中、いわゆる「限界集落」と呼ばれる自治会が増加していくことが想定され、これら集落への対応が課題となっています。また一方で、個人の生活様式が多様化していることで、地域とのかかわりを持たない世帯が増えるなど、地域の連帯・協働意識が希薄化してきています。今後は、住民自身や自治会等が主体となって取り組むもの、行政が主体となって取り組むもの、それぞれの役割を明確にし、地域の自立を促進していく必要があります。

平成18年に設立された潟上市自治会長連合会の活動スローガンは「自分たちの手でできることは自分たちの手でやろう」です。これらの課題を解決していくためには、連合会や3地区自治会長連絡協議会を中心とした自治会・コミュニティ組織のさらなる活動強化が必要であり、行政主導ではなく、これら組織を中心とした市民目線による理想的な住民自治の確立が求められています。

また、これら地域づくり活動の拠点となる集会所等の地域集会施設は、建物の建設趣旨等により管理形態や助成金額等、行政対応に差異がある状況となっています。今後、施設管理のあり方の方向性を示しながら、公平な負担と合理的な施設管理を進める必要があります。



## 参考データ

### 自治会等の状況（世帯数）

地区名		自治会等名					
天王地区 (7,424)	天王本郷地区	神明町(205) 上曲町(174)	本町(27) 旭町(64)	荒町(64)	上荒町(82)	下町(38)	下曲町(35) 東湖町(230)
	湖岸地区	塙口(119)	羽立(162)	中羽立(47)	大崎(201)	渋谷(55)	羽立北野(152) 塙口北野(159)
	二田地区	二田一区(280) 二田新町(168)	二田二区(265) 蒲沼(261)	二田三区(124) 鶴沼台(131)	二田四区(125)	二田駅前(197) 八坂団地(61)	二田栄町(167) 児玉(75)
	出戸地区	出戸新町(690) 出戸浜(49)	細谷(158) 上出戸(310)	三軒屋(138)	下出戸(86)	上谷地(37)	棒沼台びどう苑(42) 棒沼台(28)
	追分地区	追分西西(160) 長沼団地(118)	追分西上(246) 牛坂(62)	追分西緑町(73)	追分西住宅(54)	上北野(536)	追分(630) 向陽町(87)
	中央地区	駅前(155) 山神(51)	元木(142) 下町(73)	宮の前(156) 古川(72)	四季の街(67) 川向(117)	アミダ堂(144) 乱橋(63)	上町(116) 八丁目(22) 中町(50) 佐渡(11)
昭和地区 (2,581)	西部地区	新閑(265)	下谷地(62)	野村(233)	白洲野(25)	蓮沼(19)	
	南部地区	天神下(114)	大郷守(77)	大清水(40)	大清水北野(28)		
	豊川地区	新葉(29)	仁山(36)	小泉(29)	羽白目(11)	岡井戸(23)	船橋(30) 楓木(41)
		荒屋(8)	荒長根(58)	真形(15)	草生土(10)	株山(26)	竜毛(66) 田屋(75)
飯田川地区 (1,481)	下虻川地区	羽立一(93) 土手一(41)	羽立二(75) 土手二(41)	羽立三(77) ハツ口(42)	神明上(45) 旭町(21)	神明下(32) 寺ノ下(37)	中町一(64) 岩崎(25) 中町二(17)
	和田妹川地区	山根(52)	高田(32)	和田(23)	柳田(20)	矢坂(52)	妹川浜(68)
	金山地区	金山(14)					
	飯塚地区	宮下(25) 飯塚浜下(45)	新道上(51) 住宅(22)	新道下(52)	飯塚上(87)	飯塚駅前(147) 飯塚下(136)	飯塚浜上(45)

資料：総務課（平成22年4月1日現在・自治会加入世帯数）

## これからの取り組み

### ◎地域コミュニティ活動の支援

- 自治会や地区コミュニティ協議会、各種団体等の地域に根付いた活動の支援を充実させるとともに、湯上市の住民自治の理想形を求め、これら住民自治組織との協議・検討を進め、自主的な地域づくりや地域内分権を推進します。
- 自治会等の地域の自治組織の枠組みや役割について、整理・見直しを進め、積極的な自治活動を担うコミュニティづくりを進めます。
- 自治長会議等を通じて、市政の状況を伝えるとともに、自治会の課題・問題を提起していただき、その解決に努めます。

### ◎地域集会施設の適正管理

- 地域集会施設の管理費負担の公平性や耐用年数、地域バランス、財政事情等を考慮しながら、管理体制の一元化を図ります。
- 地域コミュニティ活動の拠点となる地域集会施設の整備や適正管理に努めます。



### ◎市民の自主的活動の促進

○自治会等が行う自主的な地域づくり活動を積極的に支援するとともに、研修会等を通じてコミュニティ活動のリーダーの発掘や育成を図ります。



施策  
区分

## 2 地域情報化の推進

### 現状と課題

情報通信技術 (ICT Information Communication Technologyの略)の発展と社会への浸透により、私たちの生活を取り巻く情報の量は飛躍的に増大しています。

国は平成22年に新たな情報通信技術戦略（新IT戦略）を発表し、例えば、教育や医療、介護の分野で積極的にICTの利用を推進し、国民の暮らしの質の向上に繋げたいとしています。また、地方自治体の電子行政については、行政効率化、コスト削減などの観点から、全国共通の電子行政サービスの実現を目指しシステムの統合・集約を進めるとしています。

今後は、新IT戦略の「工程表」（新IT戦略実現のために期限を区切り具体的な取組みを明記したもの）に沿った事業を推進し、ICTを活用して住民の暮らしの豊かさの向上や地域コミュニティの活性化等を進めていくことが求められると予想されています。

また、個人情報の漏洩などの情報セキュリティに関する事故を発生させないように常に最新の情報に注意し対策を取る必要があります。

### 参考データ

#### 電算システムの状況

業務名	業務内容
住民情報システム	住民基本台帳・外国人登録・印鑑登録証明・戸籍・住民基本台帳ネットワーク 等
国民年金システム	国民年金
税務システム	軽自動車税・固定資産税・住民税・国保税・収納管理・滞納管理・確定申告受付 等
福祉システム	子ども手当・児童扶養手当・保育料・障がい者福祉・高齢者福祉・介護保険・生活保護 等
医療給付システム	国保資格・老人医療・乳幼児医療・後期高齢者医療・母子医療 等
農業関係システム	農家台帳・転作
公営住宅システム	市営住宅
水道システム	上下水道使用料・下水道受益者負担金・企業会計 等
内部情報システム	予算編成・予算執行・決算・起債管理・人事給与 等
教育システム	学齢簿・幼稚園使用料・奨学金管理
選挙システム	選挙人名簿・期日前投票



## これから取り組み

### ◎情報通信基盤の整備

- 各種申請・届出等をインターネットから行える電子申請サービスや、自動交付機による証明書自動交付サービスを開始していますが、利用者にとって効果のある手続きの精査を随時行い利用率の向上に努めます。
- 地上デジタル放送への完全移行が2011年7月に行われるため、受信状況を把握しながら難視聴地域の解消と支援に努めます。

### ◎情報活用能力の向上

- だれもがICTの利活用により社会参加や交流、情報発信などを行えるよう社会教育の一環としてのICT講習会の開催や、公共施設への住民用開放端末（パソコン）の設置を進めます。

### ◎情報システムの安全対策の強化

- コンピュータウイルス対策などの物理的対策と情報漏えい防止啓発などの人的対策等を継続して実施し、セキュリティ対策を十分に行います。また、定期的に内部監査等を実施し、安全性や信頼性の確保に努めます。

## 目標

区分	単位	21年度	25年度	27年度
公共施設の住民用開放端末（パソコン）の設置数	台	29	32	35



## 第2節 協働のまちづくりの推進

施策区分

### 1 市民と協働のまちづくりの推進

#### 現状と課題

まちづくりの主役は市民であり、まちづくりには市民の参画が不可欠です。多様化する市民ニーズを反映し、魅力的なまちづくりを進めていくためには、市民の意見を積極的にとらえ活用するほか、市民、各種団体、事業所及び行政が相互理解のもとパートナーシップを構築し、協働により地域課題に対応する必要があります。

潟上市では自治会が、「地域のことは地域で行う」という強い気概とたゆまぬ努力のもとに、地域住民が安心して暮らせる生活を提供してきていることは、大きな特徴でもあります。今後さらに複雑化・深刻化する様々な地域課題への対応に向け、市民活動団体との連携を図りながら、より一層地域のつながりを強固なものとし、独自性を生かした意欲的なまちづくりを進めることができます。

また、協働のまちづくりを推進するためには行政情報の積極的な公開が求められるとともに、市民が連携し自らの課題を解決するためのコミュニティ機能の強化が必要となっています。

平成22年度より自治基本条例策定委員会等が設置され「潟上市自治基本条例」の策定に取り組んでおり、制定によりいっそうのまちづくりの推進が図られます。

#### これからの取り組み

##### ◎市民参加の推進

- 市民が要求し、行政が提供するという従来の構図から、市民と行政それぞれが、担うべき責任と役割を明らかにした体制の構築をめざします。
- 意識調査や審議会等における市民委員の募集、さらにパブリックコメントの実施など、重要な計画の策定について、できるだけ多くの市民が意見を出すことができる仕組み・機会づくりに取り組みます。

##### ◎ボランティア活動の推進

- 自然環境保護や文化・スポーツ・福祉・防災など、市民が自ら主体的に取り組むまちづくり活動を推進するため、自治活動や文化・スポーツ団体、NPOなどの活動をきめ細かく支援します。
- 県、NPO支援室及び社会福祉協議会と相互の情報共有を深め、市においても情報提供や情報支援に取り組みます。

## ◎自治基本条例の制定

○地方分権という時代の変化に対応した自己決定の権利と自己責任に基づく自治体運営のためのルールとなる自治基本条例を制定し、まちづくりのルールを明確にしていきます。

### 目 標

区分	単位	21年度	25年度	27年度
市内のNPO団体数	団体	2	5	10



施策  
区分

## 2 大学との連携によるまちづくりの推進

### 現状と課題

行政が取り組むべき様々な課題は、時代とともに多様化・複雑化しています。また、地方分権が進むなか、独自に学官連携による地域活性化を模索する市町村も増えてきています。

本市では大学の保有する資源や情報、研究成果等を有機的に活用し、地域社会の発展や産業振興に寄与するため、平成20年に秋田県立大学と連携協力協定を締結し、地域再生事業への指導・助言をはじめ、八郎湖再生のための各種取り組み、職員の政策形成能力向上のための研修会の実施等を協働で推進してきています。

今後は、秋田大学との連携をはじめ、様々な分野での連携協定締結による情報交換や交流などにより、地域の活性化を図っていく必要があります。

### これから取り組み

#### ○連携協力による地域活性化の推進

- 学官の連携推進により大学の持つ知識や研究成果等を地域社会へ還元することで地域の活性化を目指します。
- 八郎湖の環境問題を自分自身の問題として捉え行動できる人材を発掘するため、秋田県立大学と協働で作成した「八郎湖環境学習プログラム」を実践し、児童生徒の環境意識向上に努めます。
- 現在の大学との連携を維持しつつ、潟上市の持つ地域資源特性を最大限活かせるような新たな分野での連携を検討します。



## 第3節 一人ひとりを大切にした市民交流の推進

施策区分

### 1 国際交流の推進

#### 現状と課題

私たちの生活は、情報のグローバル化※に伴い、政治・経済・文化等あらゆる分野で国際化が進展しています。市内には、平成22年4月1日現在9か国、55人の外国人が暮らしていますが、平成19年に減少後、ここ4年間は横這い状況です。外国人が安心して暮らせる地域社会づくりを考えるとき、市民一人ひとりが性別、国籍、民族を問わず人権を尊重し、在住外国人を地域社会の一員として受け入れることが必要です。

本市では、中学生を対象とした海外ホームステイや外国語指導助手（ALT）の招致などを実施し、国際化社会に対応できる人づくりをめざした教育を展開しています。また、国際感覚を養い、諸外国との友好親善と相互理解、国際理解を深めることを目的とした潟上市国際交流協会が設立されており、国際教養大学の留学生との交流やクッキングパーティーの開催、日本語教室へのサポートなど積極的な活動を行っています。

国際交流は、異文化の交流を通じ相互理解を進めるとともに、地域の経済や文化に刺激を与えるなど、地域の活性化に貢献するものと考えられます。多くの市民が国際交流の意義を深める機会を持つよう、さらに交流機会の充実を図っていく必要があります。

#### 参考データ

##### 外国登録人口の推移（潟上市）

(単位:人)

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
138	91	59	59	57	55

資料:市民課（各年4月1日現在）

#### 用語解説

※グローバル化：ヒト、モノ、カネ、技術、文化等が国境を越えて活発化し、世界の相互依存関係が一層深まっていくこと。



## これから取り組み

### ◎市民主体の国際交流活動の支援

- 引き続き、中学生を対象とした海外ホームステイや外国語指導助手（ALT）の招致などを実施し、国際社会に対応できる人づくりに努めます。
- 市民と外国人との交流の場や情報交換の場を提供するため、市国際交流協会の活動を支援とともに、地域における草の根の交流が活発化するよう、ボランティアなどの活動団体が活動しやすい環境づくりを進めます。

### ◎在住外国人との共生社会づくりの推進

- 在住外国人が不安のない、快適な生活をおくれるよう、市国際交流協会の協力のもと、日本語教室を開催するとともに、市のホームページや観光マップの外国語版の作成や案内標識の外国語表記など、住みよい環境の整備を検討します。

## 目 標

区分	単位	21年度	25年度	27年度
市国際交流協会の会員数	人	36	40	45



施策  
区分

## 2 男女共同参画社会の実現

### 現状と課題

男女共同参画社会は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担う社会」をいいます。また、男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会にとっての最重要課題」として位置づけています。

「男は仕事、女は家事育児」といった性別による固定的な役割分担意識は、時代の流れや地域の慣行・慣習などと結びつき、長い歳月をかけて形成されてきました。総合発展計画市民アンケートでは、「男女共同参画の推進」について、あまり重要でない、重要でないと回答した割合が他の施策より高くなっているなど、市民にとってまだまだ身近なこととして捉えられておりません。しかし、少子化や自殺問題といった、本県の抱える課題を解決するためには、一人ひとりが選択したライフスタイルをお互いが認め合い、支えあいながら、個人として尊重される男女共同参画社会の実現が欠かせないものとなっています。

このため、男女共同参画に関する意識の普及に力を入れていくとともに、女性の社会参画を促進していくため、雇用における事業者の意識の向上や、育児・介護等における地域社会全体でのサポート体制の拡充を図る必要があります。

また、男女共同参画社会の実現を総合的、計画的に推進するため、男女共同参画推進計画や男女共同参画推進条例に基づき、施策・事業や体制充実を進める必要があります。



## これから取り組み

### ◎男女共同参画意識の普及

- あきたF・F推進員※を中心とした多様な主体が参画する実践活動により、学校、家庭、地域などあらゆる場で男女共同参画の意識づくりに取り組みます。
- 一人ひとりが自らの意思で個々の生き方を選択し、主体的に地域の活動等に参画できるよう、育児や介護について、地域社会全体で支援していく仕組みを構築します。
- 男女が平等に働き続けられる職場環境づくりが整備されるよう、事業者への意識啓発を促します。また、男女がともに働き方を見直し、仕事と育児・介護・地域の活動を両立できる環境づくりを進めます。
- 市が率先して取り組みを進め、市のすべての施策、事業が男女共同参画の視点で進められるよう、総合行政による取り組みを展開します。

### ◎政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- 各種審議会や各種団体などへの女性の積極的な登用、女性市職員の管理職登用や職域の拡大など、あらゆる分野における政策・方針決定過程の場への女性の参画を推進し、女性のエンパワーメント※の促進を図ります。

### ◎生涯を通じた女性の健康支援の推進

- ドメスティック・バイオレンス(DV)※やセクシュアル・ハラスメント※等は、重大な人権侵害であり、許されない行為であるという理解の浸透を図るため、啓発活動を推進します。また、関係機関と連携し、相談体制の整備やDV被害の未然防止に努めます。
- 女性は、妊娠や出産など、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※の視点から、女性の健康支援を推進します。

### ◎男女がともに安心して暮らせる生活環境の整備

- 男性も女性もともに自立し、生き生きとした生活を送れるよう、各ライフステージに対応した健康づくりを進めます。また、高齢者やひとり親家庭、障がい者等が自身の能力を十分に発揮しながら社会のあらゆる分野に積極的に参画し、地域のなかで暮らしていくよう、環境整備と支援体制の整備を図ります。

#### 用語解説

- ※あきたF・F推進員：F・Fとは、仕事や家庭、社会へ男女がともに協力し合いながら参画しあうという意味を込めたFifty・Fiftyの略。県の認定を受けた推進員は、男女共同参画社会の実現に向けた各市町村での取り組みや地域活動の先導役として活動する。
- ※エンパワーメント：ここでは、力（パワー）をつけることの意。女性がさまざまな分野の意思決定過程に参画し、自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を身につけ、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をつけていくこと。
- ※ドメスティック・バイオレンス：配偶者、恋人など親密な関係にある男女間の暴力のこと。多くの場合、被害者は女性である。
- ※セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせのこと。相手の意に反した不快な性的発言・行動を指す。
- ※リプロダクティブ・ヘルス：性や生殖にかかわるあらゆることがらにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも、よりよく自分らしく生きられること。リプロダクティブ・ライツは、自分のからだに関することを自分自身で決める権利。



## 目 標

区分	単位	21年度	25年度	27年度
男女共同参画社会認知度	%	79.6	100	100
審議会等の女性の参画率	%	32.5	41.0	50.0

